

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月1日

宮崎県知事 殿

提出者



住 所 福岡県福岡市博多区上呉服町10-1

氏 名 日本国土開発株式会社 九州支店

支店長 草野 康成

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-281-2668

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本国土開発株式会社 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市博多区上呉服町10-1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完工高 75.1億円
③従業員数	80人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本工業規格 A列4番)

ナ 76

2022.06.01

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・設計及び施工計画段階で産廃発生量を抑制した工法を検討した。 ・床型枠にアルミシステム型枠を採用し型枠材廃棄量を削減した。 ・床部分にフェローデッキを使用することで型枠材を削減した。 ・ベランダ・廊下のPC化により型枠材廃棄量を削減した。 ・現場で廃棄物の分別を進めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・設計及び施工計画段階での発生量を抑制した工法を検討採用する。 ・システム型枠を採用する。 ・PC化を促進する。 ・現場での分別を徹底し、混合廃棄物の減量化を進める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスコンがら、廃プラスチック、木くず、紙くず、 金属くず(スクラップ)、石膏ボードくず等 分別を細分化して、混合廃棄物の排出量を抑制する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場状況に応じて分別ステージを設定し、分別を極力細分化して、再資源化施設や中間処理でのリサイクルを促進し、最終処分場埋め立ての混合廃棄物量を(日建連目標値を目途に)抑制する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良な運搬・処理業者への委託 ・ 原則、電子マニフェスト登録業者への委託 ・ 処理場の実地確認 ・ 費用の直接支払いの徹底 			

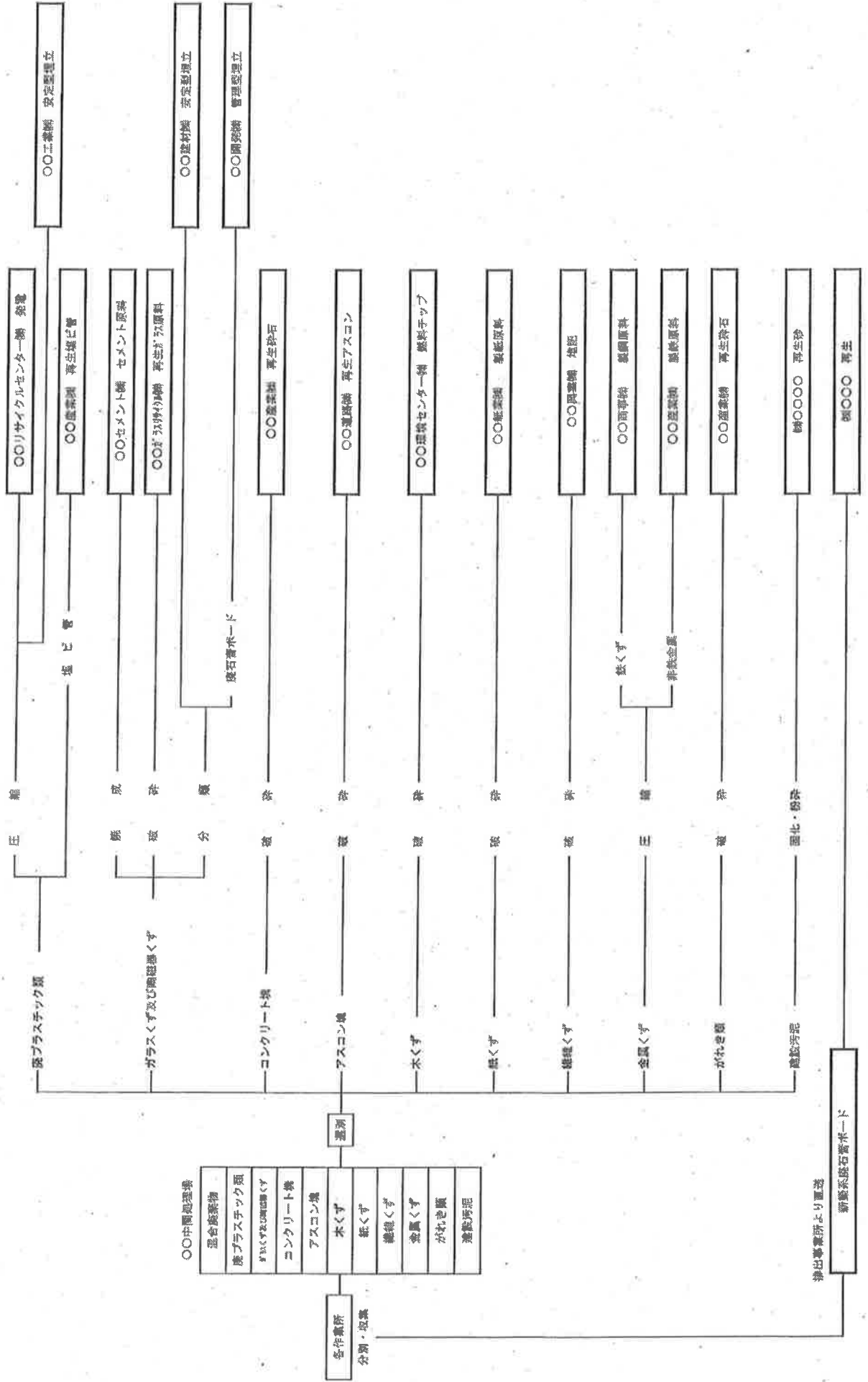
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) (同上) ・再資源化率の高い業者への委託促進 ・電子マニフェストの普及向上		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理・再生フロー図

品目 施設内処理 再生用品目 再生・有効利用 最終処分場



本社

安全品質環境本部

基

九州支店長

草野 康成

2019年 9月 1日

建設副産物総括責任者
(西日本安全品質環境部長)

山本 伸行

地

九州土木部

部長：利光 立行

- ・産廃委託業者の調査・設定
- ・再生資源利用計画書の審査
- ・同業積書の管理
- ・再生資源利用促進計画書の審査
- ・同業積書の管理
- ・リサイクル関係の書類実施
- ・写真の保管(1年間)
- ・再生資源、残土等の利用促進指導、調整、情報管理
- ・廃棄物適正処理の推進
- ・特定建設資材の適正処理対応

事業管理チーム

T.L: 諸星 祐介

- ・事業系一般廃棄物の適正処理
- ・産業廃棄物の適正処理
- ・ごみの分別処理推進

工事チーム

T.L: 村松 博実

- ・産廃委託業者の調査
- ・基本契約の締結
- ・委託業者への教育・指導
- ・中間処理場・最終処分場の調査

九州土木営業部

部長：草野 康成

- ・発注者へ建設リサイクル法関連の説明

事務局
西日本安全品質環境部(九州)

担当：竹内 信之

- ・建設副産物適正処理指導
- ・実績報告書とりまとめ、本社へ報告、管理保管
- ・社員・協力業者の教育、法令行政等の周知
- ・建設副産物対策状況点検バトによる指導、結果を安全衛生委員会に報告
- ・マニフェスト伝票の配付
- ・建設副産物関係書類の保管(5年間)
- ・委託契約書、処理計画書(予定表)の管理
- ・都、県への処理実績報告
- ・法令、行政指導、通告等の周知
- ・関連法規の最新版収集
- ・建設リサイクル法関係・書類審査
- ・中間処理施設、最終処分場の点検指導、結果のデータベース化

作

作業所

公害防止責任者(所長)

建設副産物処理責任者(所長)

公害防止管理者

苦情受付担当者

- ・苦情受付記録の整備

交通対策担当者

- ・交通関連の許可申請及び遵守
- ・通行経路の確認
- ・作業所周圍の歩行者対策

環境整備担当者

- ・作業環境の整備
- ・作業所周圍の交通安全の確保
- ・作業所周圍の環境整備

公害防止担当者

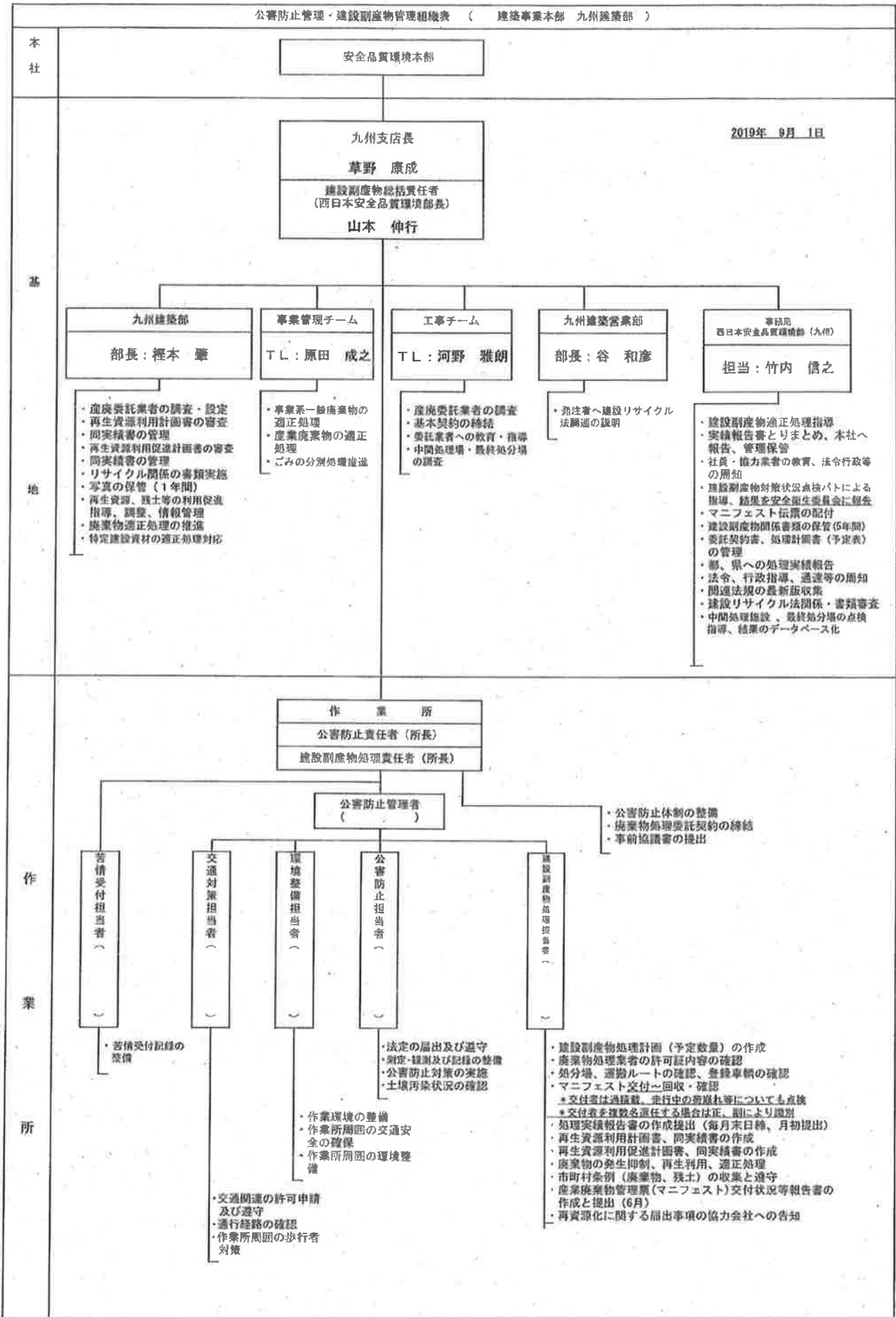
- ・法定の届出及び遵守
- ・測定・観測及び記録の整備
- ・公害防止対策の実施
- ・土壌汚染状況の確認

建設副産物処理担当者

- ・建設副産物処理計画(予定数量)の作成
- ・廃棄物処理業者の許可証内容の確認
- ・処分場、運搬ルートの確認、登録車輛の確認
- ・マニフェスト交付～回収・確認
- ・交付書は添付書類、走行中の積荷れ等についても点検
- ・交付書を複数名選任する場合は正、副により區別
- ・処理実績報告書の作成提出(毎月末日締、月初提出)
- ・再生資源利用計画書、同業積書の作成
- ・再生資源利用促進計画書、同業積書の作成
- ・廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理
- ・市町村条例(廃棄物、残土)の収集と遵守
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況等報告書の作成と提出(6月)
- ・再資源化に関する届出事項の協力会社への告知

- ・公害防止体制の整備
- ・廃棄物処理委託契約の締結
- ・事前協議書の提出

所



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状：前年度(令和元年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量(目標)

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行)量		自ら行う中間処理		自ら独立処分又は海洋投入処分を行った(行)量		処理の委託									
	排出量		自ら再生利用を行った(行)量		自ら行う中間処理		自ら独立処分又は海洋投入処分を行った(行)量		全処理委託量		優良認定処理委託への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃プラスチック類	5.6	5.0	-	-	-	-	-	-	5.6	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず	38.0	34.2	-	-	-	-	-	-	38.0	34.2	38.0	34.2	36.0	34.2	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス陶磁器等くず	8.0	7.2	-	-	-	-	-	-	8.0	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃石膏ボード	27.3	24.6	-	-	-	-	-	-	27.3	24.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コンクリート片	3,634.5	3,271.1	-	-	-	-	-	-	3,634.5	3,271.1	384.0	345.6	3,634.5	3,271.1	0.0	0.0	0.0	0.0
アスコン片	86.9	78.2	-	-	-	-	-	-	86.9	78.2	0.0	0.0	86.9	78.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他がれき類	5.3	4.8	-	-	-	-	-	-	5.3	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設混合廃棄物(安定型)	382.2	344.0	-	-	-	-	-	-	382.2	344.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石綿含有産業廃棄物	68.1	61.3	-	-	-	-	-	-	68.1	61.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	4,255.9	3,830.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,255.9	3,830.4	422.0	379.8	3,759.4	3,383.5	0.0	0.0	0.0	0.0

単位：トン